

静岡県立大学附属臨床研究施設管理規程

令和元年 10 月 30 日 規程第 185 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学附属臨床研究施設（以下「臨床研究施設」という。）を適切に管理運営するため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 臨床研究施設は、ヒトを対象とした臨床研究及び教育に寄与することを目的とする。

(運営委員会)

第 3 条 臨床研究施設の適切な運営のため、臨床研究施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(管理者)

第 4 条 臨床研究施設には管理者を置く。

2 管理者は医師とし、学長より委嘱又は任命する。

(利用者)

第 5 条 臨床研究施設を利用し研究を行おうとする研究代表者は、利用計画書及び利用者を、運営委員会に申請しなければならない。

2 利用者は、臨床研究に関する法令、基準を遵守し、別に定める臨床研究施設利用細則に従わなければならない。

(利用の禁止)

第 6 条 運営委員会は、利用者が前条に定める事項に著しく違反した場合は、臨床研究施設の利用を禁止することができる。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 30 日より施行する。